

◆平成20年度から国民健康保険税が大きく変わります◆

平成20年度の国民健康保険税の算定方法が大きく変わることとなりました。

平成20年4月より75歳以上の方が全員加入することとなる「後期高齢者医療制度」が始まります。

これまで75歳（一定以上の障害のある方は65歳）以上の方は国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら老人保健制度で医療を受けていましたが、平成20年度からは新たに、独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

○国民健康保険税の算定に「後期高齢者支援金」が加わります。

後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が平成20年度より変わることとなります。

これまで国民健康保険税は医療分と介護分（40歳～64歳の方）と併せて課税させていただいておりましたが、平成20年度より新たに「後期高齢者支援金」を合算して課税することとなります。

後期高齢者支援金とは…

後期高齢者医療にかかる費用のうち、後期高齢被保険者自身が医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費（国、県、町）から約5割、後期高齢被保険者の皆さんから保険料として納めていただく分として1割、残りの約4割を現役世代（0～74歳）からの支援（後期高齢者支援金）として各保険者が負担することとなります。

この4割の負担分を「後期高齢者支援金」として、新たに保険税として算定することとなりました。これは国民健康保険加入者だけではなく、社会保険などの健保組合加入者においても後期高齢者支援金はご負担いただされることとなります。

国民健康保険税の算定方法

従来の算定方法



平成20年度からの算定方法



後期高齢者医療における支援金

医療給付費等の支払 9割（7割）

医療機関
医療サービス

公費（約5割）〔国：県：町＝4：1：1〕
高齢者の保険料
1割
高齢者支援金（若年の保険税）
約4割

患者窓口負担
1割（3割）
保険料

被保険者
(75歳以上の方)
各医療保険（健保・国保等）
の被保険者

※0～74歳の被保険者は、新たに「後期高齢者支援金」として後期高齢者医療制度を支える負担金を、平成20年4月より従来の保険税と併せて徴収します。

課税限度額について

現在の保険税では、医療分の限度額を56万円、介護分の医療額を9万円と設定し、課税させていただいております。

平成20年度より課税限度額についても、地方税法施行令の改正に伴い町でも見直す予定となっております。

現在の時点で国より示されている平成20年度からの課税限度額は以下のとおりです。

医療分 47万円
(現在 56万円)

支援分 12万円
(新設)

介護分 9万円
(現在 9万円)

国民健康保険税の特別徴収が開始されます

従来の納付方法につきましては、納付書によるものと口座振替によるもの、いずれかの方法により納税していただいておりましたが、平成20年度より下記に該当する年金受給者については原則として、**年金による天引きとなる「特別徴収」という納付方法**に変わります。

ここでいう特別徴収とは、次に該当する方の保険税を年金からの天引きにより納付していただく納付方法のことです。

《特別徴収の対象となる方》

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）であって、年額18万円以上の年金を受給している方は、原則年金から保険税が天引きされます。

ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は国民健康保険税の特別徴収は実施いたしません。

65歳未満の方および上記に該当しない方の保険税の納付方法につきましては、従来どおりの納付方法で納税をお願いいたします。

後期高齢者医療制度の創設に伴う 国民健康保険税における配慮

後期高齢者医療制度の創設に伴って、75歳以上の方の保険制度の移行により、国民健康保険税が急激に増加することが想定される以下のような場合は、一定期間、保険税についての配慮がされます。

①低所得者に対する軽減についての配慮

保険税の軽減を受けている世帯について、国保から後期高齢者医療制度の移行者が生じた場合、国保加入者が減少しても、一定期間従前と同様の軽減措置を受けることが出来るように、所要の措置を講じます。

②世帯割で賦課される保険税の軽減

国保から後期高齢者医療制度への移行者が生じたことにより、単身世帯となる国保世帯について、一定期間、世帯割で賦課される平等割分の保険税を軽減する措置を講じます。

③被扶養者であった者の保険税の軽減

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する方が被用者保険などから後期高齢者医療制度へ移行することにより、その方の被扶養者が国保加入となる場合、新たに保険税を負担することになるため、当該被扶養者であった方について、一定期間、保険税を軽減する措置を講じます。